

令和6年度外部評価指摘事項に係る改善・見直しの検討結果

NO	評価対象事業	所管部	指摘事項	対応状況及び今後の方針	スケジュール
1	首都圏シティブロモート推進費	総)東京事務所	事業の目的である首都圏から札幌への移住や企業誘致の促進という観点から、現在の成果指標では当事業の取組によって得られる成果を説明し、また効果的な事業見直しを図る状況にはなっていないと考えられる。活動指標として、「つながりができた企業の数」や「イベント参加者数」、「SNS登録者数」などを把握していくことは重要であるが、それら取組の結果、実際にどのような成果に結びついたのかを把握していくことが重要と考えられる。例えば、当事業の取組により企業誘致を促進する部署と企業をつないだ数を把握する等、成果指標を適切に設定するとともに、SNSによる情報発信など個々の取組においても、その取組によってどのようなアクションにつながったのか、その効果の検証・分析を行い効果的な事業構築を進めること。	令和7年度より、成果指標に「東京事務所が面談を実施し本庁部署に情報提供した企業数」を追加し、首都圏シティブロモート活動によりつながった企業数に加えて、それらの企業を本庁部署と繋いだ数を把握するほか、SNSで発信する情報の閲覧者やイベント参加者についても、その規模や属性を把握し効果検証を行うなど、効果的な事業構築を進めていく。	令和7年度より実施
2	少年団体活動促進費	子)子ども育成部	事業の実施に当たっては長年にわたり同団体に対して相当の予算規模にて委託を実施しており、より高い透明性が求められるところである。現受託者を除いて当事業を実施できる事業者は存在しないか今一度検証を行うとともに、現在の特定制約以外の調達方法も含め、事業実施主体の選定の在り方について透明性・公正性を確保すること。 事業規模や実施内容の妥当性検証のため、経費使途の詳細を把握するなど事業の適正化や透明性確保に努めること。また、限られた予算で効率的に事業を実施しなければならないところ、利用者の費用負担についても検討すること。 事業の目指すべきところとして、参加した子供たちが地域に貢献するリーダーとして成長したか等、取り組みの成果を適切に把握し、事業の意義を市民へ説明できる状態にすること。	令和6年度行政評価委員会の指摘を受け、以下の点について対応していく。 ・ジュニアリーダー養成研修事業の透明性を確保するため、事業内容を精査し、プロポーザル導入の可能性を探るなど契約方法を検討する。(令和7年度についてはR6と同様の手法で既に事業者選定済みのため、令和8年度以降からの実施を目指す) ・実施に係る経費については、令和7年度契約時に受託者に対し内訳の提示を求め、内容の把握を行った。また、今後は事業内容や実施方法について見直しの検討を進める。 ・研修受講時にかかる利用者の費用負担は、従来、食費を500円程度とし、材料費は日帰り200円程度、宿泊の場合は500円程度、バス代は700円程度としていた。これを令和7年度から、食費を500円から1,000円程度、材料費を日帰り・宿泊ともに300円から1,000円程度として、かかる費用の全額を利用者負担としたほか、バス代の負担額を1,000円程度へ増額し、利用者の費用負担の見直しを行った。 ・現在行っている参加者へのアンケートのほか、フォローアップ調査など、取り組みの成果を適切に把握できる手法を検討し、実施する。	R7.4～ ・契約方法及び事業内容の見直し検討 ・フォローアップ調査等の実施検討
3	UIターン就職移住支援費	経)産業振興部	移住支援金制度において、支給対象者の決定は先着順のため、募集開始から間もなく募集が打ち切られており、申請も事後的に行われている状態である。制度を先に知った者が有利に制度利用できる状態であり、公金で実施する事業としては公平性に欠ける状態となっており、また制度が存在することで札幌市への移住が促進されていると言い難い状況である。ついては、利用の意向のある方に広く制度利用の機会を提供し公平性を担保しながら、例えば、制度の趣旨に沿った申請に対して優先的に支援金を支給するというような、将来的な移住を促進する対象者選定の在り方を検討すること。 また、制度開始から5年経過していないため現状では制度利用者の厳密な定住率は測定できないところであるが、事業評価や不正利用防止の観点から、居住の実態に留意しつつ定住率を把握し検証を進めること。	移住支援金は国が構築した制度であり、国1/2、道1/4、市1/4の負担割合で交付している。 受付期間をより長く設けられるよう、北海道へ札幌市の移住人数枠の増加を求めたが、道全体の人口減少を鑑み札幌市への予算増は困難であった。 このため、令和7年4月1日施行の要綱を改正し、補助単価を減額しより多くの方へ支給できるようにしたところ(単身:60万→30万、世帯:100万→60万、子の加算30万→10万。ただし、令和7年度からの市内転入者が適用)。 ご指摘にある「申請が事後的」や「制度の趣旨に沿った申請に対して優先的」という点だが、申請方法等は国が要綱で定めていることであり、国からの交付金負担があることから、要綱外のことを実施することは難しい。 なお、移住支援金制度は北海道内の140市町村をはじめ、全国で多くの自治体が実施しているが、申請方法は同様である。 定住率の把握については、毎年居住地の調査を実施しており、今後も継続していく。	令和7年度からの市内転入者に対して、補助単価の減額をすることで、より多くの移住者に対して給付金が行き渡るよう改善するとともに、他都市の状況を含め移住支援金の効果を確認し、今後の実施のあり方を検討していく。

令和6年度外部評価指摘事項に係る改善・見直しの検討結果

NO	評価対象事業	所管部	指摘事項	対応状況及び今後の方針	スケジュール
4	ローカルマッチプロジェクト事業費	経)産業振興部	本事業の実施により一定の成果が上がっていると評価できるが、現状では対象企業数が限定されている状態である。さらなる効果が見込まれるため、事業内容を見直し参加できる企業数を増やすなど、より支援の対象を拡大することを検討するとともに、企業に対しても制度の認知を広げ、偏りなく幅広い業種・業界の企業を支援できるよう、効果を最大限発揮できる事業構築を検討すること。	幅広い業種・業界のなかでも、特に介護や建設などの人手不足業界が採用に苦慮している現状を受け、これらの市内中小企業を支援していくことが必要。 このため、本事業を令和7年度から「働き方改革・人材確保支援事業」へ発展的に統合し、当該事業で人手不足業界に対する求人情報の補助事業を展開していく。 なお、統合によりローカルマッチプロジェクト事業の対象企業よりも幅広く（新卒採用を希望する企業に限らず）となり、かつ人手不足職種に特化することで、より効果的な支援となるよう事業構築を行った。 【働き方改革・人材確保支援事業】 働き方改革や人材確保に関する常設の相談窓口「札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター」を設置し、企業向けに働き方改革や人材確保、人材定着等を図るため、専門家による各種セミナーや企業の課題に応じた出前講座を開催しています。 加えて、令和7年度からは、人手不足職種における中途採用含めた採用支援強化を図るため、従来の補助制度を見直し、採用の専門家によるコンサルティング支援とセットになった掲載費補助を行っています。	スクラップビルドの考え方のもと、「働き方改革・人材確保支援事業」へ統合。本事業を令和6年度で廃止した。
5	IT人材確保育成費	経)経済戦略推進部	短期的な視点である、現在不足している市内IT人材への対応事業について、移り変わりの激しい業界であることを鑑み、その時点で求められるIT人材とはどのようなスキルを持った人を指すのか、その定義づけを常に意識しながら、人材の不足状況の把握も含め現状の分析・検証を行ったうえで効果的な事業構築を検討すること。 長期的な視点での小中学生へのアプローチについて、限られた予算状況等の中で効果的に成果を見出すことを検討しなければならないところ、IT人材育成をサポートする教育機関の充足度などの検証等も行いつつ、事業実施により対象者がIT人材へのキャリアを歩むことに主眼を置いたより実効性の高い事業構築を検討すること。 事業構築にあたっては、道外からの人材確保の観点では東京事務所や産業振興部、小中学生へのアプローチという観点では教育委員会など、関連する他部局との連携を十分に行い、効果が最大限発揮される手法を検討すること。	①現状の分析・検証について 市内IT企業がどのようなスキル・経歴を有する人材を求めており、それがどの程度不足しているのかを分析・検証することを目的として、道内IT系業界団体と連携したアンケート調査を令和7年度内に実施することを予定している。 ②事業の再構築などについて 令和7年度から事業の大幅な見直しを行い、IT人材の確保に向けた即効性がある、より実効性が高い事業を構築した。 具体的には、就職を控えた学生を対象とする市内IT企業の接点創出を目的としたワークショップの開催など新卒採用支援の取組や、外国人雇用促進を目的とした国家戦略特区による規制改革制度の導入や、IT人材採用にかかる補助制度の新設など中途・即戦力人材の採用に向けた取組などを新たに実施する。 また、IT人材育成をサポートする団体は、大学をはじめとする教育機関のほか、人材育成を行う民間企業など複数存在しているところ。それらと連携して効果的に取組を進めるため、IT人材の確保・育成を目的とする道内教育機関などによって構成された協議会に参画しているほか、所定の要件を満たす民間プログラムを札幌市が認定し、官民連携による人材の確保・育成を後押しする補助制度を令和7年度より開始した。 ③他部局との連携について 道外を対象とした人材確保についてはすでに東京事務所と連携し、令和6年度に合同イベントを実施済み。今後も、人手不足業界に対する人材確保施策について、産業振興部などと連携して業界横断的な取組の実施を予定している。そして教育委員会とは、教育現場と連携したIT人材育成の方法について共同で検討を行っており、取組の第1弾として市内IT企業における出張授業を実施しているところ。今後も引き続き、関係部局と連携して効果的な取組を実現して参る。	①令和7年4月時点で、具体的な調査項目について業界団体担当者と協議中。令和7年度上期にアンケート発出、下期に分析・検証を行うことを計画。 ②、③令和7年度4月～令和8年度3月の期間で、各種取組を順次実施。具体的な開催日程は検討中。

令和6年度外部評価指摘事項に係る改善・見直しの検討結果

NO	評価対象事業	所管部	指摘事項	対応状況及び今後の方針	スケジュール
6	都心における冬のアクティビティ創出費	経)観光・MIC E推進部	アクティビティの創出自体は否定されるものではないものの、事業目的と実態が乖離している現状を鑑み、本事業におけるコンセプトや事業構築を再検討すること。なお、その際には、当取組を札幌市の固有コンテンツの一つとして昇華させ誘客を促進する観点から、開催時期や期間、開催場所等について、より政策的効果を高める方法を検討すること。 また、最終的に民間資金での自走化を図るため、必要来場者数のシミュレーションや費用対効果について検証するなど、自走化に向けた計画の策定も含め検討を進めること。	令和7年度の本イベントの会期を雪まつり期間よりも1週間長く設定(1/28～2/11の15日間想定)し、雪まつり時期に限らない都心の賑わい創出を図る予定。 また、札幌市の固有コンテンツの一つとして昇華させ、最終的に民間資金での自走化を目指し、開催時期や期間、開催方法等について検討を進めている。現在、リンク造成方法の変更(アイスマットの導入)も含めたスマイルリンクの開催期間の延長及び自走化に向けた調査・試算を進めている。 上記結果を踏まえ、本事業の政策的効果や費用対効果などを総合的に勘案の上、令和8年度以降の本事業の方向性について判断予定。 令和6年度は、本事業の認知度向上と雪まつりとの一体的なにぎわい創出を図るため、開催場所をアカプラから大通公園に変更して開催した(滑走者数 R5:4,432名 ➡ R6:5,832名)。	令和7年4～7月 開催期間の延長・自走化に向けた調査・試算 令和7年8～10月 令和8年度以降の本事業方向性検討
7	健やかな道路緑化推進費	建)みどりの推進部	危険木の伐採など街路樹への取り組みは市民の生活・安全に密接に関係し、その取扱いを定める基本方針もまた重要なものであるところ、その改定を行う場合においてはその意義や妥当性について市民への説明責任を果たせるよう有用性の説明や透明性の確保に努めること。 また、基本方針に基づく取組の理解促進の観点において、市民へ適正に情報提供を行い、街路樹伐採や伐採木の利活用等の取組の意義・必要性について説明がなされた上で市民の理解のもと取組を進められるよう効果的な周知活動・広報の在り方を検討すること。	街路樹基本方針は、R6年度の緑の審議会を経て、本年度改定を予定しております。本改定では市民アンケートを取り入れ、現状の街路樹の課題や問題点を整理し、将来像や取組目標を設定するとともに、危険木や狭小幅員路線の街路樹伐採、伐採木の利活用についての意義、必要性についても示していきます。 改定後は市のHPで公開するとともに、市役所本庁や各区役所等に本方針を配架し、広く市民に周知し理解を得られるよう進める予定です。	本年度7月頃、方針改定予定。 改定後は速やかに市のHPで公開するとともに、各区役所等へ配架予定。
8	空き家対策費	都)建築指導部	空家対策としては、居住している状態から危険空家となるまでの各段階それぞれに対して適切に施策を行う必要があるところ、既に発生している危険空家への対応は市民への安全に直結することから、引き続き適切に実施していくこと。 加えて、本来的にはより早い段階の施策に注力することにより、空家を発生させないということが重要であることから、市民窓口を所管する部署と連携し札幌市と当事者が接する機会を利用し空き家に関する情報提供・普及啓発を行う(例えば死亡届等の手続きの際に周知・啓発のリーフレットを配布するなど)、弁護士などの専門家との連携を強化し権利関係が複雑化する前の早期解決を促すなど、空き家の発生抑制に資する効果的な手法を検討すること。	(1) 既に発生している危険空き家への対応 ここ2年間の特定空家等の継続対応件数は減少に転じており、また、住宅・土地統計調査においても腐朽・破損のある一戸建ての住宅の件数が平成25年以降一貫して減少していることから、これまでに実施してきた特定空家等に対する取組は効果が出ていると考えられる。このため、外部評価の指摘のとおり、引き続き対応を継続する。 (2) 空き家の発生抑制に資する効果的な手法の検討 ①相続発生前に空き家の処分を進めること(住まいの終活)については、終活に関する関係部署との連携を進め、啓発パンフレットの配架先の拡大に取り組む。また、啓発パンフレットには各種民間団体等の相談窓口を掲載することで、円滑に当事者と専門業者をつなぐことを目指す。 ②権利関係が複雑化する前の対応については、協定を締結済みの札幌司法書士会との連携として、相続の円滑化に向けたセミナーや相談会の共同開催などに向けて協議を行うほか、その他の専門家との連携について検討する。	(1) 既に発生している危険空き家への対応…適時 (2) 空き家の発生抑制に資する効果的な手法の検討 ①相続発生前に空き家の処分を進めること<啓発パンフの配架拡大>…7月～3月 ②権利関係が複雑化する前の対応<セミナー・相談会開催>…5月～10月